

六

丙
二
二
九
三

立案	昭和	年	月	日
決裁	昭和	年	月	日

爵位課長



宗秩寮總裁



宮内事務官



陸軍司政官河楚亨叙位取消件

昭和九年八月廿一日
裁可
月 日
官報
報告
済

宮内省

裏面白紙

108



陸軍司政官河埜亨敘位取消ノ件
右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十九年八月三十一日

内閣總理大臣小磯國昭



内閣

裏面白紙

人陸位第一〇三三號

案起	
昭和十九年八月十九日	裁可
決定昭和十九年八月廿一日施行	昭和十九年八月廿一日施行

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

陸軍司政官河埜亨叙位取消ノ件今般
陸軍大臣ヨリ別紙ノ通奏請之有今更不
都合ニハ候得共事實已ハ得サル儀ト認
メラルルニ付叙位取消上奏相成然ルヘシ

内閣

昭和十九年八月廿八日
正七位

昭和十九年八月廿八日
國民學校校長 幸甚位

陸軍司政官 正七位 河林 亨

右者本年四月廿八日附陸軍司政官ニ任セラレ候ニ付官等相当位ノ
奏請ニ及ヒ五月十五日附頭書ノ通り敍位宣下相成候處偶々本人
ハ該任官前國民學校長トシテ正七位ヲ賜ハリアル事今般判明
仕リ寔ニ恐懼不都合ノ次第ニ候ハ共特ニ頭書ノ五月十五日附
御宣旨御取有相成度

恐懼

謹テ奏ス

昭和十九年八月廿八日

陸軍大臣 杉山 元



陸 軍

めくれず

裏面白紙

陸軍

陸位第一五六號ノニ

敍位取消者ニ關スル件

昭和十九年八月廿八日

陸軍省人事局長

内閣官房人事課長 殿



本日當省大臣ヨリ總理大臣宛手續相成候司政官河壱亨ニ對スル敍位取消方ノ件ニ關シテハ寔ニ遺憾ノ次第ト痛憾致シ居ル處ニ有之候近時陸軍ノ敍位取扱件數ハ頓ニ増加ヲ來タシ候モ一方之ニ携ハル業務上ノ實狀ニ於テハ諸種異常ノ變化ヲ來タシ居候爲此點特ニ意ヲ拂ヒ遺憾ナキヲ期スル處ニ候モ畢竟未ダ其ノ指導上ニ缺クル處アリトシ恐懼致シ居ル處ニ有之候依テ向後ノ取扱ニ就キ更ニ善處適正ヲ企圖致スヘク候ニ付本件何分可然取計相成度申進候也
追テ取扱當事者ニ對シテハ夫々篤ト將來ヲ誠メ置候條申添候

めくれず

裏面白紙

陸位第一五五六號

敬位 敬 用 ノ 件 進 達

昭和十九年 八月廿八日

陸軍大臣 杉 山

元

内閣總理大臣 小 磯 國 昭 殿

陸軍司政官 河 整 亨 敬位取有ノ件

右進達ス

進テ本件ハ本年五月五日附陸位才四九七號ヲ以テ陸軍司政官

河整 亨外十名ト共ニ敬位ノ件進達五月十五日附院令着ノモノニ

付申添フ

官報不登載

陸 軍

113
陸軍省官内
19.8.28
付受